いさはやして　そうだんしえんじぎょうしょ
諫早市手をつなぐ相談支援事業所

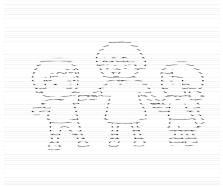


支え合いの中に
“光”が。

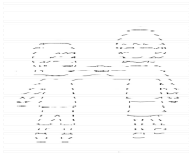


社会福祉法人 諫早市手をつなぐ育成会とは…

私たちは、障害のある人たちが地域で安心して暮らせるように
社会福祉ニーズを整備し、皆の支え合いのもと
「親亡き後」は「親ある内に」をモットーに社会福祉活動を展開しています。







諫早市手をつなぐ相談支援事業所は、障害がある方、そのご家族、関係者の方々等が抱える様々なお悩み、困りごとのご相談を一緒になって考え、安心して地域生活を営むことができるよう、「共生社会の実現」に向け、保健・医療・福祉・教育・就労支援等多方面の関係機関と連携しながら、手をつなぎ合う相談支援のサービスを提供致します。

☆お問い合わせ☆

〒854-0062　諫早市小船越町 554 番地 2
TEL：0957-46-5481　FAX：0957-46-5482
営業日：月曜日～金曜日
※但し国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）は休み
営業時間：8:30～17:30
＊相談支援専門員（現任研修修了者）配置
＊強度行動障害支援者養成研修修了者配置

☆事業内容☆

◎特定相談支援事業　◎障害児相談支援事業
◎特別相談支援事業（諫早市より委託）
◎一般相談支援事業　※休止中

☆事業所番号☆

◎一般・特定：第 4230400865 号
◎障害児：第 4270400114 号



障害福祉サービス利用の流れ

相談・申請
計画作成依頼

サービス利用について、市役所障害福祉課や各支所窓口で相談・申請手続きを行います。相談支援事業所に計画作成について依頼します。

調査

市の調査委員が、聞き取り調査を行います。

サービス等利用計画(案)の作成

相談支援事業所が「サービス等利用計画(案)」を作成し、市へ提出します。

支給決定

サービス内容によっては、障害支援区分の判定が行われます。市が支給量等を決定し、受給者証を交付します。

サービス等利用計画の作成

相談支援事業所が、利用者や事業所等との連絡調整等を行い「サービス等利用計画」を作成します。

サービス利用

利用者が事業所と契約し、サービス利用開始します。

モニタリング

サービス利用状況等について、相談支援事業所が一定期間ごとにモニタリングを行います。

